

争議行為の予告について

株式会社小早川運輸代表取締役小早川貞一郎から争議行為を行う旨の通知が令和7年3月7日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年3月10日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部小早川分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和7年3月21日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社小早川運輸 足立区花畑八丁目7番10号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所閉鎖、就労拒否等一切の争議行為